

制度の基本的部分は失業保険の性格をもつて いる。保護される人びとの範囲、資格条件と される雇用期間、および提供される扶助の支 給額と期間が定められており、これらの点か らも、この制度が社会保険の側面をもつこと は明白である。所得調査を条件とする要素が 保険原則と異なり、また、これはユーゴスラ ヴィアが I L O 条約第 102 号の批准を宣言で きない唯一の点である。

論述は、失業者に対する保護が、何故社会 保険制度に含まれるべきかということを示し ている。社会保障法典は、保護される人びとの 範囲とかれらの権利、資格取得条件、拠出 額、および給付額と支給期間を規定すべきで ある。社会保障給付の資格を取得できない人 びとの保護は、社会扶助法典で提供されるべきで、社会扶助法典は所定の社会保障給付を 受給し尽した人びとや、(たとえば新規卒業生 のように)受給権をまだ取得できない人びと に適用される。この扶助給付は、ある最低生 活を保障すべきである。社会扶助は一般より 高い失業保険拠出か、あるいは政府予算から

財源を調達することができる。

企業が合理化の手段を採用することによっ て生じた失業は、特殊な事例として処理され るであろう。そのような企業は、過去の賃金と 関連させた年間所得を保証するか、もしくは、 新らしい失業で生じた収入の低下に補償を提 供する義務を負うべきである。社会がこれら の労働者に生計を保証する限界について、ま た、合理化、オートメーション、あるいは機 械化の場合に、何が企業の責任となるべきで あるかについて、ある研究が実施されなければ ならない。しかし、失業保険には、ある妥 当な論議もみうけられる。すなわち、失業者 のために社会保障に提供された資金は、投資 に提供され得るし、その結果、最終的には、 より多くの雇用機会を提供するかも知れない ということである。

Neke dilema u osiguranju od nezaposljenosti.
Socijalna politika, No. 4, 1969, pp. 16-18;
 No. 65, '71.

(以上 5 編の「ISSA 海外論文要約より」は、ISSA の Advisory Committee——1967 年 10 月——に よる了解にもとづき, Social Security Abstracts より採用した)

(平石長久 社会保険研究所)

社会保障こぼれ話

フィンランドの障害児手当

1970 年 1 月より、フィンランドには、長期 疾患や身体障害の児童を対象として、特殊な 手当が支給されることになった。この手当は 国民年金法による制度の補足的給付として、 3~16 歳の児童に支給されることになってい る。手当の支給額は月額 94 マルカの定額で、 この手当の財源は国民年金公社が 70%, 政府 が 30% をそれぞれ負担することになってい る。この手当は 5,000 人以上の障害児と慢性 疾患の児童に支給され、制度の発足時に、給 付支出は年間 550~610 万マルカと予想されて いた。

(平石長久 社会保障研究所)